

今年度からの
新規事業！！

平成29年度東京都立高等学校等 給付型奨学金制度のご案内

本制度は家庭の経済状況にかかわらず、生徒が希望する進路に挑戦できるよう、生徒が学校の選択的教育活動に参加するために必要な経費を東京都が保護者に代わり支払う制度です。

給付金制度の利用を希望される方は、提出期限までに、申請手続きを行うようお願いいたします。

※ 本給付金制度は生徒や保護者が直接金銭を受け取るものではありませんので御注意ください。

1 給付対象となる生徒

■ 次の対象世帯のいずれかに該当する生徒

給付対象世帯	年収目安	給付限度額
生活保護受給世帯、及び 区市町村民税所得割額が非課税の世帯	約250万円未満	50,000円
区市町村民税所得割額が 5万1,300円未満の世帯	約250万円～ 約350万円未満	30,000円

※1 区市町村民税所得割額は、保護者の合算となります。

※2 給付対象とならない生徒

- (1) 休学又は留学の許可を受けている生徒 (2) 高等学校等を卒業又は修了したことがある生徒
(3) 措置費(見学旅行費及び特別育成費のうち加算分)が措置されている生徒

2 給付対象経費

①学校行事における経費

- ・勉強合宿費
- ・語学合宿費
- ・長期における実習先までの交通費
- ・介護実習費

他

②学力向上に向けた経費

- ・模擬試験受験料
- ・実力テスト受験料
- ・AO・論文対策講座受講料
- ・大学実践模試受験料
- ・動画配信授業利用料

(通信料は除く。)

他

③検定試験経費

- ・英語検定費
- ・漢字検定費
- ・簿記検定費
- ・情報処理検定費
- ・秘書検定費
- ・色彩検定費

他

④資格試験経費

- ・危険物取扱者取得費
- ・電気工事士資格費
- ・ガス溶接技能講習費
- ・インテリアコーディネーター取得費
- ・自動車整備士取得費

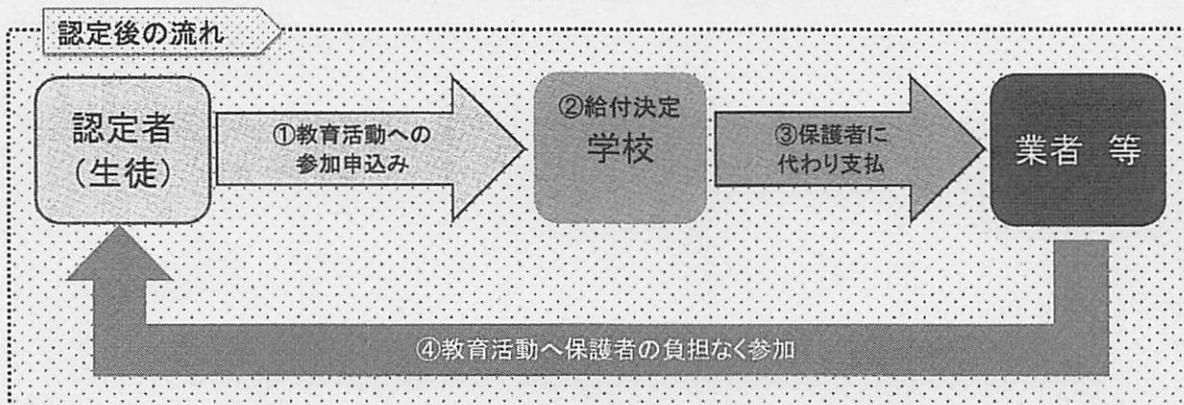
他

※上記はあくまで一例です。

詳細な給付対象経費については、後日学校から改めて周知いたします。

3 申請について

- (1) 給付金を申請される方は「4 手続きに必要な書類」を御参照の上、東京都立高等学校等給付型奨学金の受給に係る申請書と対象世帯であることが分かる書類を提出してください。
- (2) その後、学校から認定結果に係る通知が届きます。認定された生徒は「2 給付対象経費」に記載のある教育活動等に給付限度額まで保護者の負担なく参加できます。



4 手続きに必要な書類

申請者全員

- 東京都立高等学校等給付型奨学金の受給に係る申請書

生活保護受給世帯

- 生活保護受給証明書
- 生活保護の対象であることを確認できるもの
 - 親権者が生活保護の対象となっている旨の記載があるもので、申請日前3か月以内に発行のもの
 - 生活保護の対象であることを確認できない場合は、区市町村民税所得割額を確認できる書類を御提出ください。

非課税世帯又は区市町村民税所得割額が51,300円未満の世帯

- 区市町村民税所得割額が51,300円未満であることを確認できる書類（写し可）

いずれかを保護者全員分

- 平成28年度住民税（非）課税証明書
- 平成28年度特別徴収税額通知書
- 平成28年度住民税納税通知書

※ 1年生は本年4月の高等学校等就学支援金申請、2年生以上は昨年7月の高等学校等就学支援金申請において、既に提出している必要書類がある場合、当該書類の提出は不要です。

5 提出期限・提出先等

提出期限

平成29年6月30日（金）

※ 書類に不備があった場合に備え、早期に御提出ください。

提出先及び 問合せ先

生徒が在学している都立高等学校又は都立中等教育学校の経営企画室
生徒が在学している国公立高等学校等の事務室

〒163-8001

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 東京都庁第一本庁舎北側39階

東京都教育庁都立学校教育部高等学校教育課経理担当

☎ 03(5320)7862（平日9:00~17:45）

制度に関する 問合せ先